

公立保育園一時保育事業のご案内

1. 一時保育事業の種類

- ① 緊急保育サービス事業
保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における育児が困難になる児童を対象とします。
- ② 非定型的保育サービス事業
保護者の労働（毎月64時間未満であること）、職業訓練、就学等により、原則として週3日を限度として断続的に家庭における育児が困難になる児童を対象とします。
※育児休業中の場合には、原則、非定型的保育サービス事業は利用できません。
- ③ 私的理由による保育サービス事業
保護者の育児疲れの解消・その他の私的理由により、一時的に保育が必要となる児童を対象とします。（月1回1日以内）

2. 対象児童

原則、次の項目全てに該当するもの

- ① 認可保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設を利用していない児童及び幼稚園、認定こども園に在籍していない児童
- ② 満1歳以上で小学校就学前であり、かつ、集団保育可能な児童（離乳食が完了し、自立歩行が可能である児童）
- ③ さいたま市内に居住していること

3. 実施保育園

| 保育園名 | 住所 | 電話番号 |
|---------|---------------|----------|
| 植水保育園 | 西区佐知川306 | 623-6698 |
| 大砂土保育園 | 北区土呂町1-51-8 | 663-7233 |
| 大宮保育園 | 大宮区吉敷町1-132-3 | 641-1497 |
| 三橋保育園 | 大宮区三橋2-929 | 643-3145 |
| 大戸保育園 | 中央区大戸2-7-19 | 853-2410 |
| 常盤北保育園 | 浦和区針ヶ谷4-1-1 | 833-8728 |
| 武蔵浦和保育園 | 南区鹿手袋4-1-12 | 837-3411 |
| 西町保育園 | 岩槻区西町3-1-24 | 756-4632 |

4. 保育内容

通常の保育内容と同様の保育を行います。

5. 利用期間

- ① 緊急保育サービス事業
1ヵ月未満（保育が必要と認められる場合は2ヵ月まで）
- ② 非定型的保育サービス事業
6ヵ月以内（前期4月～9月、後期10月～3月）
- ③ 私的理由による保育サービス事業
原則月1回1日以内

6. 保育時間

- ① 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
 - ② 土曜日 午前8時30分から午後0時15分まで
- （日曜日、祝日、12月29日から1月3日、市長が特に定めた日は休日となります。）

7. 利用料金（年齢については利用年度の4月1日時点の年齢になります）

- ① 3歳未満児 1日2,000円（内訳：一時保育1,720円＋給食費280円）
- ② 3歳以上児 1日1,950円（内訳：一時保育1,670円＋給食費280円）

※利用時間内に提供される給食（主食＋副食）の費用が含まれます。

※生活保護世帯、市区町村民税非課税世帯の方については、利用料金が異なる場合があります。



ご利用可能な決済についてはこちらから

※令和5年10月2日（月）から、一時保育料のキャッシュレス決済が可能となっております。
可能な限り、キャッシュレスでのお支払いにご協力ください。

8. 利用申込みの手続き

① 緊急保育サービス事業

利用申込書に利用理由を証明できるものの写しを添付してください。

② 非定型的保育サービス事業

利用申込書に稼動証明書、または在学証明書等を添付してください。

③ 私的理由による保育サービス事業

利用申込書のみの受付になります。

- ※ 利用申込書は各実施保育園にあります。利用の受付は、1か月前の1日より翌月利用の受付を
しませず（午前9時から午後4時まで、土曜日を除く）。面接を行うなど、利用の準備と調整の
ため、申込みから利用の開始までに一定の期間をいただきますので、ご了承ください。
- ※ 利用できる人数に限りがあるため、利用の受付をすることができない場合がありますので、
ご了承ください。

【申込み、詳細については直接保育園にお問い合わせください。】

私立保育園においても一時保育事業を実施しております。申込方法、実施内容等につきましては、各保育園によって異なりますので、直接お問い合わせください。